虐待防止の対応を図るための指針

宮古市社会福祉協議会　すこやか幼児教室

虐待防止の対応を図るための指針

１　事業所における考え方

事業所は、利用児童及び保護者の人格と尊厳を尊重し、虐待を決して容認することなく、職員一人ひとりが虐待に関する正しい知識と高い人権意識を持ったうえで、虐待の防止に向けた支援の実施に努める。また、サービスの提供にあたり、利用児童の権利利益を擁護するとともに、保護者との信頼関係を大切にし、安全で安心できる環境を確保するため、虐待の未然防止、早期発見及び再発防止に組織的に取り組む。

２　虐待の定義

（１）身体的虐待

利用児童の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。

（２）性的虐待

利用児童にわいせつな行為をすること、または利用児童をしてわいせつな行為をさせること。

（３）心理的虐待

利用児童に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的な言動その他の利用児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４）放棄・放置（ネグレクト）

利用児童を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用児童・保護者による虐待に相当する行為の放置、その他利用児童を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（５）経済的虐待

利用児童から不当に財産上の利益を得ること。

（６）プライバシーの侵害

利用児童に対し、プライバシーの侵害を行うこと。

３　虐待防止のための具体的な取り組み

（１）虐待防止委員会の設置・運営

利用児童への虐待の防止及び権利擁護を図るため、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、別に定める身体拘束適正化のための指針に規定する身体拘束適正化委員会と合同で開催することができる。

委員会は、少なくとも年１回以上開催することとし、必要に応じて随時開催する。検討事項は、主に次のとおりとする。

①虐待防止に関する取組状況及び虐待又は虐待が疑われる事案等に関する事項

※虐待又は虐待が疑われる事案、苦情・相談等についての事実確認、原因分析及び再発防止策の検討

②虐待防止のための体制整備

※本指針の確認・見直し、発生時の報告・対応の確認、記録様式の整備等。

③虐待の防止に関する職員間での意識啓発（未然防止）に関する事項

※利用児童及び保護者の状況を踏まえ、虐待の未然防止、早期発見、適切な対応について検討する。

④職員研修に関する事項

委員会の検討結果については、事業所の全職員に周知する。

（２）委員会の構成員

管理者（委員長）、児童発達支援管理責任者、保育士

（３）虐待防止に関する職員研修の実施

《研修実施方針》

利用児童の支援に携わる全職員に対し、権利擁護及び虐待防止のため、利用児童ごとの特性や保護者の状況を日々の支援から十分に理解し、虐待や不適切な支援が発生するリスクを検討し、そのリスクを未然に防ぐための知識及び理解を深める。

管理者、児童発達支援管理責任者が率先して事業所内外の研修に参加するなど事業所全体の知識・技能の水準が向上する。

上記の方針に基づき、次のとおり職員研修を実施する。

・新規採用時における研修の実施

・全職員に対する研修の実施(年１回以上実施)

・その他必要な研修の実施

・内部研修の実施 権利擁護・虐待防止・身体拘束適正化についての研修実施

※不参加職員に対しても伝達研修を行い、全職員への周知徹底を図る。

・外部研修の受講

※全職員への周知を行う。

（４）虐待防止担当者の選任

虐待防止担当者は、児童発達支援管理責任者とする。虐待防止担当者は、日々の支援を通じて把握した虐待又はその疑いに関する情報を、速やかに管理者（法人の虐待防止対応規程における虐待防止受付担当者）に報告。管理者は、報告を受けた内容を事務局長(法人の虐待防止対応規定における虐待防止責任者)に報告し、その指示に基づき、体制整備、職員への周知・研修、虐待事案への対応及び再発防止に努める。

（５）虐待の未然防止及び早期発見

職員は、日々の支援において利用児童の心身の状態、言動、表情及び行動の変化等を把握するとともに、不適切な支援につながる可能性のある言動や環境について、職員間で共有する。虐待が疑われる場合は、職員個人で判断せず、管理者又は虐待防止担当者に報告し、組織として対応する。

４　虐待等が発生した場合の対応及び報告

①虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、利用児童の安全確保を最優先とする。

②虐待防止担当者又は管理者に速やかに報告し、関係職員等からの聞き取り等により事実確認を行う。

③管理者(虐待防止受付担当者)は、事務局長(虐待防止責任者)に速やかに報告する。

④必要に応じて、行政や児童相談所等の関係機関に報告・相談し、連携を図る。

⑤客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職等の如何を問わず、法人の定める規程等に基づき厳正に対処する。

⑥虐待が疑われる事案については、記録を作成し、経過及び対応内容を整理する。

⑦虐待防止委員会において事案の検証を行い、原因分析及び再発防止策を検討し、必要な改善を行う。

５　秘密保持及び記録の管理

虐待又は虐待が疑われる事案に関して知り得た情報は、必要な範囲を超えて第三者に漏らしてはならない。また、事実確認、対応、報告及び再発防止に関する記録を適切に作成・管理する。

６　指針の見直し

本指針は、委員会における検討結果、法令・通知等の改正、事業所の運営状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附則

この指針は、令和６年４月１日より施行する。